

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱

目次

第1部	民事訴訟法の見直し	4
第1	インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等	4
1	インターネットを用いてする申立て等	4
2	書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）	5
3	インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合	6
4	訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下	7
第2	送達	7
1	電磁的記録の送達	7
2	公示送達	8
第3	口頭弁論等	9
1	口頭弁論の期日	9
2	陳述することができる準備書面	9
3	準備書面の提出期間	9
第4	当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則	10
第5	争点整理手続等	11
1	弁論準備手続	11
2	書面による準備手続	12
3	審尋	13
4	専門委員制度	13
第6	電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ	13
1	電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出	13
2	電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等	14
3	証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出	14
第7	証人尋問等	14
1	証人尋問	14
2	通訳人	15
3	参考人等の審尋	15
第8	その他の証拠調べ手続	15
1	鑑定	15

論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 和解等に係る電子調書の効力

法第267条を次のように改めるものとする。

ア 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

イ 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、前記1(3)イの規律を準用する。

(4) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア (3)アの規律によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第10 訴訟記録の閲覧等

1 電磁的訴訟記録の閲覧等

(前注) 書面等の非電磁的訴訟記録については、法第91条(第2項及び第3項のうち訴訟に関する事項の証明を除く。)の規律を維持することを前提としている。

電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、次の規律を設けるものとする。

(1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録(訴訟記録中法その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

(2) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴

訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

- (4) 法第91条第5項の規定は、電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(注) 電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとする。

2 公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等

公開禁止及び和解に関する訴訟記録の閲覧等につき、次の規律を設ける。

- (1) 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録（訴訟記録中電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下同じ。）については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、法第91条第1項の規定による請求をすることができる。非電磁的訴訟記録中法第264条の和解条項案に係る部分、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る部分及び法第267条に規定する和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）に係る部分についても、同様とする。
- (2) 電磁的訴訟記録についても、(1)の規律を準用する。

3 訴訟に関する事項の証明